

中堅ものづくり企業の活性化に関する提言

社団法人 関西経済連合会

政府においては、成長戦略策定会議などの場において、本年6月取りまとめ予定の「新成長戦略」の策定に向け、内容の検討が進められている。また、経済産業省においても、産業構造審議会において、産業構造ビジョンの検討が進められているところである。

新成長戦略には、日本産業の大きな強みである、世界トップレベルの技術を有するわが国ものづくり企業の振興・活性化が必要不可欠である。

当会では、日本経済のさらなる成長を実現するためには、強い中堅企業をさらに強くすることが重要であると考え、「関西ビジョン2020」を策定し、関西をアジアのものづくり拠点とすることを提唱してきた。

関西には、グローバルな大手ものづくり企業を支える「中堅ものづくり企業」が数多く活躍している。これらの企業は、独自の優れた技術を持ち、大手企業との協業により、大阪湾ベイエリアに集積するパネルやバッテリーの製品作りなどの面で、関西経済の基盤を支えている。

とりわけ、年間の売り上げ100億円～300億円規模の企業群の成長率が高いことに着目し、これら企業を、当会においてK I S P (Kansai Independent Supply Partners) *と名づけ、K I S P 専門委員会を設置し、その中で、これら中堅企業の振興策について検討してきた。

その結果、K I S P 企業は、経済成長のエンジンになり得る力を有しているものの、K I S P 企業をはじめとする「中堅ものづくり企業」の成長を促進するための施策が十分行われてこなかったことが分かった。

そこで、年間100億円～300億円売り上げている、特定の系列に属さない独立系の中堅ものづくり企業を、中小企業基本法の定めとは別に、「中堅ものづくり企業」と位置づけ、「中堅ものづくり企業」の成長に資する施策の充実を図っていくことが、経済成長や雇用拡大を図る上で必要であるとの観点から、政府において、「新成長戦略」などに、以下の施策を盛り込まれることを要望する。

* K I S P とは、近畿2府5県（大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山・福井）にある「中堅ものづくり企業」群。

年間の売り上げ100億円～300億円規模で、成長を続けている、特定の系列に属さない独立系企業を指す。優れた技術と一定のシェア、競争力を有している。

1. 基本認識～「中堅ものづくり企業」を成長のエンジンに！

(1) ものづくり産業を取り巻く環境の変化

わが国のものづくり産業は、世界トップレベルの技術力を誇り、長らく日本の経済成長の牽引役を担ってきた。とりわけ、「垂直統合」や「すり合わせ」といった、大企業と中堅・中小企業が連携し、高度な技術力を発揮して、高性能な製品を開発するスタイルは、日本のものづくり産業の最大の強みであると言っても過言ではない。

しかし近年、わが国のものづくり産業は、中国などのアジアを中心とする新興国の台頭、韓国や台湾に代表される巨大企業の国際的なプレゼンスの高まり、グローバルなビジネスモデルの変化などを背景として、グローバル市場において熾烈な競争を強いられ、海外企業との価格競争に疲弊し、世界における経済的地位は後退を余儀なくされている。

ものづくり産業がさらなる発展を遂げ、世界経済におけるプレゼンスを回復していくためには、大企業と中堅・中小企業との緊密な連携という強みを強化しつつ、併せてグローバル競争に打ち勝っていくための新たな戦略を構築することが必要である。

(2) 新たな成長のエンジン 強い「中堅企業」の創出

グローバル競争に打ち勝つための戦略を構築するには、2つの視点が必要である。

一つは素材・部材・装置製造関連など、日本が高い世界シェアを誇る分野をさらに強化し、環境分野などで世界をリードするビジネスモデルを創出していくことである。

本提言が述べる、より重要と考えるもう一つの視点は、これからの成長を担う強い企業群を創出していくことである。

とりわけ、大企業が熾烈なグローバル競争を強いられ、今後、グローバルな大企業同士の経営統合が進む一方、中小企業の規模拡大が進まない現状で、グローバル大企業と中小企業という二極化が進むことが懸念される中、次世代を支える「強い中堅企業」を創出していくことが、ものづくり産業の強化、産業空洞化の回避、新たな雇用創出にとっても必要不可欠であると考えている。

冒頭で述べたように、「中堅企業」は、独自の優れた技術力を有しており、研究開発、海外展開、人材確保などの分野に適切な施策を講じることにより、さ

らなる発展を遂げる可能性に満ちた企業が多い。またこれら「強い中堅企業」を後押しする施策を充実させることは、「強い中小企業」を「中堅企業」へとステップアップさせるインセンティブにもつながっていくと考える。

(3) 「強い中小企業」を「中堅企業」に！ 「強い中堅企業」を「大企業」に！

中小企業基本法では、製造業の場合、常用雇用者 300 人以下または資本金 3 億円以下の企業が「中小企業」と位置づけられ、これ以上の規模を有する企業は「大企業」とされる。

このように、法制度上は「中小企業」と「大企業」しか区分がなく、中小企業の枠を超えると、中小企業基本法が定める各種施策の対象外となり、また法人税法においては、資本金が 1 億円を超える企業は、大企業と同じ 30%の法人税が課されるため、キャッシュアウトの増大を嫌い、敢えて事業拡大をせず中小規模にとどまる企業が多く存在するなど、次の成長への大きな阻害要因となっている。

近年来、わが国のものづくり産業において、ベンチャーや中小企業から「大企業」へと育った例がほとんどみられないことは、わが国ものづくり産業のダイナミズムの欠如ともいえる。今後は、「強い中小企業」が「中堅企業」へ、「強い中堅企業」が「大企業」へと発展・成長していくことのできる政策体系の構築が必要である。

当会は、単に中小企業基本法に定める中小企業の枠を超えた企業を「中堅企業」として位置付け、「中堅企業」をすべからず支援せよというものではない。関西において、年間 100 億円～300 億円売り上げている、特定の系列に属さない独立系の中堅ものづくり企業群の成長力が強いことに着目し、その強化策について検討を進めてきた。その結果、我が国におけるこの層の強化を図り、強いものづくり企業をより強くしていくことが、今後の日本の成長戦略を考える上で必要不可欠であるとの認識に至った。

そこで、中堅ものづくり企業の振興策について、以下のとおり提言する。

2. 「中堅ものづくり企業」振興のための提言

(1) 「中堅ものづくり企業」の成長を促す施策の実施

① 「中小企業憲章」において「中堅ものづくり企業」を位置づけ

現在、策定が進められている「中小企業憲章」において、わが国ものづくり産業発展の重要な役割を担う新たな成長のためのエンジンとして、「中堅ものづくり企業」の必要性を謳うとともに、中小ものづくり企業を中堅ものづくり企業に押し上げる振興策が必要であることを、国の基本方針として位置づけるよう求める。

② 法人税減税の実施

日本の法人実効税率は、諸外国、とりわけアジア諸国に比べ高率である。海外との競争がますます激化する中、企業規模を拡大しようとする「中堅ものづくり企業」が、諸外国と対等に競争していくためには、政府が、諸外国と競争するための環境づくりを講じていく必要がある。

日本の成長エンジンである「中堅ものづくり企業」の国際競争力を高め、企業規模の拡大を促進するため、現行およそ40%の法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げるとともに、「中堅ものづくり企業」の法人税率については、さらに一層の引き下げ措置が講じられるよう求める。

③ 研究開発税制の拡充

研究開発費については、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」と「特別試験研究に係る税額控除制度」において、試験研究費の8~10%、中小企業に対しては、「中小企業技術基盤強化税制」において、試験研究費の12%の税額控除が、法人税額の30%を上限として認められているところであるが、経済産業省の「企業活動基本調査」においても、研究開発費比率が大きい企業ほど利益率が高いとの結果が出ており、研究開発税制のさらなる拡充が、「中堅ものづくり企業」の利益率を一層高めることは間違いない。

「中堅ものづくり企業」の研究開発への投資をさらに促進するため、中小企業に加え、「中堅ものづくり企業」に対しては、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別試験研究に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」において、控除の上限額である法人税額30%を撤廃するなど、研究開発税制の一層の拡充を求める。

④技術革新の促進

中小企業庁では、中小企業基本法に定める中小企業に対して、資金調達の円滑化や経営力の向上など、さまざまな支援が行われているところであるが、技術革新による優れた技術や製品の開発は、中小企業のみならず、発展を続ける「中堅ものづくり企業」が更に成長していく上でも、必要不可欠な要素である。

「中堅ものづくり企業」の研究開発を促進するため、現在、中小企業のみを対象としている中小企業技術革新制度（日本版 SBIR 制度）や「戦略的基盤技術高度化支援事業」などの、企業の成長を加速する技術革新に関するものについては、適用範囲を「中堅ものづくり企業」にまで拡大するなど、「中堅ものづくり企業」の技術革新が促進される施策を講じられるよう求める。

なお、中小企業基本法に定める中小企業を対象として、多くの補助・支援制度が行われているが、周知不足や募集・補助期間の短さ、申請書類や事後報告書類作成の煩雑さなど、マンパワーの乏しい中小企業にとって活用しづらいとの声もある。

限られた予算の中、既存の補助・支援制度を有効に活用するため、行政においても、商工会議所の経営指導員などの、既存の組織や人材を活用することにより、制度の一層の周知に努められるとともに、十分な申請期間の確保と、複数年度に渡る長期的な補助制度の充実、書類手続きの簡略化が図られるよう求める。

⑤下請代金支払遅延等防止法の改正

同法は、親事業者の下請事業者に対する公正な取引と、下請事業者の利益保護を目的としているが、資本金 3 億円を超える「中堅企業」は、下請事業者であっても同法の適用対象とならないため、下請事業者に対する 60 日以内の支払い義務が発生する一方で、親事業者から 60 日以内の支払いや、同法第 4 条に掲げられる、親事業者が遵守すべき事項が守られず、「中堅ものづくり企業」が事業を拡大していく上でも、大きな障害となっている。

「中堅ものづくり企業」が成長するための阻害要因を取り除き、公正な取引と、下請事業者の利益保護を実現するため、下請事業者に対しては、企業の資本金に関わりなく、60 日以内の下請代金支払いが行われるとともに、同法第 4 条に掲げられる親事業者の遵守事項が守られるよう、同法の改正を求める。

(2) アジアと互角に競争できる「中堅ものづくり特区」の創設

近年、低廉な人件費や低い法人税率などにより、アジア各国のものづくり産業の発展が著しく、日本の得意分野であった電気・電子関係でも競争が激化し

ている。

こうした中、わが国の空洞化を防ぎ、日本が強みを有するものづくり産業を強化するためには、アジア各国とイコールフットイングで競争できる環境整備が欠かせない。

わが国が強みを有する、環境分野をはじめとした素材・部材・製造装置関連企業などの、ものづくり産業の集積を図るための経済特区を創設することを提案する。

関西では、大阪の夢洲・咲洲地区が、アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有している。この地域を、「中堅ものづくり特区」として指定し、進出する「中堅ものづくり企業」に対しては、5年間無税にするなどの優遇措置を講じることにより、アジア諸都市に負けない活力ある経済エリア、「アジアのものづくり工場」として活性化することが可能となる。

また、大阪駅北地区に整備される知的創造拠点「ナレッジ・キャピタル」も、K I S Pをはじめとするものづくり企業にとっての交流の場、知的価値を生み出す場、新たなビジネス創造が展開される戦略拠点として、関西のみならずアジアのものづくり企業活性化にとって有効である。夢洲・咲洲地区と有機的に連携することで、その機能を高めることが可能となる。

当会においても、「ナレッジ・キャピタル」を、K I S Pをはじめとするものづくり企業の知的創造拠点とするための活動を行っていく。

政府におかれても、「中堅ものづくり特区」の早期実現に向けた特別法の制定など、新たな法令制度の確立による施策を推進されるよう求める。

(3) 「中堅ものづくり企業」の海外展開促進

① 諸外国に対する「中堅ものづくり企業」のアピール

アジアが「世界のものづくり拠点」としての地位を急速に高め、各国ともにサポーティングインダストリーの育成が課題といわれる中で、わが国の強い「中堅ものづくり企業」の存在は大きな強みである。また、輸出産業が活性化することで、わが国の雇用の拡大にもつながることが期待される。

強い「中堅ものづくり企業」を海外に向けてPRするため、本年開かれるA P E C 中小企業大臣会合といった国際会議などの場を活用し、「中堅ものづくり企業」が持つ強みを海外に向けて積極的にアピールするよう求める。

② 「中堅ものづくり企業」におけるE P Aの利用拡大

E P A 締結の促進は、関税などの通商上の障壁が緩和され、締約国間での経済取引の円滑化、相手国との連携強化・協力の促進など、「中堅ものづくり企業」

が海外展開を進める上でも、大きな後押しになると期待されている。韓国やインドなど、現在交渉中のEPAについては、早期に締結されるよう求める。

また、締結済みのEPAについても、制度が周知されていない上、原産地証明書の発給手続が煩雑であるなど、有効に活用されていないのが現状である。

現在、東京・大阪に配置されている相談員を拡充するなど、EPAが「中堅ものづくり企業」にとっても活用しやすいものとなる施策を講じられるよう求める。

③海外展開における情報提供の充実

グローバル化が進む中、ものづくり企業にとって、製品の規格や海外の法令などの、海外に関するビジネス情報を入手することは、重要な課題となっている。とりわけ、大企業に比べ社内リソースの乏しい「中堅ものづくり企業」にとっては、最新かつ詳細な情報を入手することは容易ではなく、最重要課題であるといえる。

「中堅ものづくり企業」による海外情報へのアクセスを容易とするためには、海外に豊富な情報網を持つJETROなどの強みを有効に活用することが必要である。

例えばJETROが、現地の大使館はじめ政府系機関や、地方自治体の海外事務所などとの連携を強化し、それぞれの国のビジネス情報の一元化を推進されるとともに、情報提供の一層の充実を図られるよう求める。

当会においても、他の経済団体とも連携し、「中堅ものづくり企業」に対して、海外展開に必要なビジネス情報の提供に努めていく。

④海外における知的財産権の保護

海外における知的財産権の侵害は、企業にとって深刻な問題であり、海外展開を進めることで事業拡大を図ろうとする多くの「中堅ものづくり企業」にとっては、とりわけ重大な問題である。

経済産業省、大学、弁理士事務所など、それぞれの機関が保有する知的財産に関する情報を、一括して管理する知的財産情報拠点を整備し、中小企業及び「中堅ものづくり企業」の国際出願に際しては、調査費用のみならず、出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用などに対する助成についても、実施を検討されるよう求める。また、今後とも政府として、知的財産権を侵害している国や企業に対して、厳重に抗議していくよう求める。

(4)「中堅ものづくり企業」を支える人材の確保・育成

①ものづくり人材の育成

ものづくり企業にとって、優秀な技術者の確保は重要課題であるが、とりわけ、人員の少ない「中堅ものづくり企業」にとっては、最重要課題であるといえる。しかしながら、社内リソースの乏しい「中堅ものづくり企業」が、社内で人材を育成するには、膨大な時間やコストを必要とする。

「中堅ものづくり企業」で働く技術者のレベルアップを図るため、スーパーサイエンスハイスクールや、スーパーイングリッシュランゲージハイスクールと同じく、ものづくり教育を重点的にを行い、さらには「中堅ものづくり企業」をはじめとしたものづくり企業との間で、インターンシップや就職などの面で連携・マッチングを行う「スーパーテクノロジーハイスクール」を指定し、国が予算配分を行うなど、「中堅ものづくり企業」にとって、高い技術力を持った学生の確保が容易となる施策を実施されるよう求める。

併せて、中小企業大学校を「中堅ものづくり企業」でも利用できるようにするなど、既存の教育・研修機関のさらなる拡充を図ることで、「中堅ものづくり企業」で働く人材の育成を、より積極的に推進されるよう求める。

②外国人人材の受入れ促進

「中堅ものづくり企業」では、熟練技術者の高齢化やグローバル化の進展などにより、技術者や、海外事情に通じた人材など、優秀な社員を、早急に確保する必要に迫られている。しかしながら、少子化などの影響もあり、人材確保には非常に苦心しているのが現状である。そのため今後は、外国人人材の活用も視野に入れていく必要がある。

外国人人材が働きやすい環境を作るため、日本で働く外国人の永住資格要件の緩和や、出入国管理及び難民認定法に規定されている在留期間を延長するなど、外国人人材が働きやすくなる施策が講じられるよう求める。

当会においても、「中堅ものづくり企業」に就職を希望する外国人留学生に対して、情報提供やマッチング、インターンシップの紹介などに努めていく。

③大学と「中堅ものづくり企業」との連携強化

大学と「中堅ものづくり企業」において、共同して製品開発を行う事例が増えているが、大学側の研究目的と、「中堅ものづくり企業」が必要とする製品のニーズが必ずしも一致せず、製品開発に至っていないケースが聞かれる。

双方の連携を深めるため、例えば、国が費用を出し、現在職を持たない博士研究員（ポスドク）を、「中堅ものづくり企業」にインターンシップとして派遣

するための補助制度を設け、博士研究員を大学と「中堅ものづくり企業」の橋渡し役にするなど、大学と「中堅ものづくり企業」とが連携を深め、実益につなげていくことができる施策を実施されるよう求める。

④優良「中堅ものづくり企業」のPR

「中堅ものづくり企業」には、経営状態が極めて優良な企業が数多く存在する。しかし学生の多くは、大企業への就職を希望する傾向が強いため、たとえ経営状態が良好な「中堅ものづくり企業」であっても、優秀な人材の確保に苦心しているのが現状である。

「中堅ものづくり企業」に対する信頼を高めるため、企業の財務状況や技術力をもとに、「中堅ものづくり優良経営企業ランキング」を作成・公表し、表彰するなど、優良な「中堅ものづくり企業」の情報が、学生に浸透する施策が講じられるよう求める。

当会においても、優良な「中堅ものづくり企業」を紹介する冊子を作成するなど、PRに努めていく。